

葬人民抗議殺虐君谷糟

機動隊による虐殺の事実をあばく

弾劾

糟谷幸幸君虐殺事件告発を推進する会



1948年8月8日 兵庫県加古川市で生れる
加古川市高砂市組合立宝田中学卒 兵庫県立加古川東高校卒
1968年4月 岡山大学法文学部法科入学
遺族（父光男さん、母孝江さん）は兵庫県加古川市米田町船元に居住

糟谷 孝幸君のことば

情況の中で苦悩する

己自身を見つめる時程

むなしものはない。

自己保身にのみすがりついて閉塞状態におちいつている。

我々にとつてではなく

僕にとっての「未来」は何であるのか、我々にとつての「未来」は

我々の後に続いてくれる

「誰か」があるということなのか。

10・21の大坂は

静かな葬式行列ではなかつたのか。

参加したもの、あるいは

秘かに期待を寄せていたものの

全てを——裏切つた。

消耗しない方がおかしいではないか。

僕は——政治的人間になる——ことはできない。

でも、僕を含めて消耗した人達を

その苦悩から救つてやるには

ぜひ、11・13に

何か佐藤訪米阻止に向けての起爆剤が必要なのだ。

犠牲になれというのか。

犠牲ではないのだ。

それが、僕が人間として

生きることが可能な唯一の道なのだ。

抑圧する者——全てに——災いあれ!!

一九六九年十一月十三日

水戸巖

扇町公園における糟谷孝幸君の闘いは、侵略抑圧差別搾取の体制——日米安保体制にたいし、おのれの存在 자체をかけての闘いであつた十・十一月闘争の思想の結晶であつた。それは、政治の方向を変えようとする日本人民の抵抗にたいしぶ厚い機動隊の隊列をさし向けることしか知らぬ日本国家権力にたいし、まずもつてこの機動隊の隊列をぶち破り、かれらを打ち負かす途を切り拓くことであった。

いまになって、このような思想を嘲けり笑うものは笑え。かれらが口先でどのように革命的言辞を弄しようとも、つまるところ、かれらは、六七年羽田闘争と無縁であり、六八・九年大学闘争を理解せず、そして、パリコミュー、ロシヤ革命、ベトナム革命……など一切の人民の闘争への敵対者に他ならないのだ。

糟谷孝幸君の闘いと死は、樺美智子、山崎博昭の闘いとその死とならんで、権力に対決する人民の闘いというものを極限において示したものであつた。

(一九七〇年八月)

(筆者：救援連絡センター)

私たちが、このよだな糟谷君の死に報いるみちは、ただ一つ、十・十一月闘争の思想を断固としてうけつけ、これを持りますむ日本帝国主義を根こそぎ打倒する以外にはない。

その過程にあって、私たちは、糟谷君を警棒で殴殺しておきながら、逆に「奪還に来た学生」が誤まつて殺したのだとして、「学生犯人説」をデッチ上げる警察権力のけがれ果てた陰謀を徹底的にあばき出し粉碎してゆくだろう。

警察権力の権威の維持のために、被差別部落の青年を犯人に仕立てあげ、すべての偽装工作を行ない、青年を法の名によつて殺そうとしている浦和警察、そしてこれに協力する裁判所。

——この一例は、狹山裁判闘争を通じて今日周知のものとなつて來たが、これこそが、今日の国家権力の普遍な姿である。このような国家権力によつて、すべての差別と抑圧と侵略が辛うじて支えられているのだ。

私たちは、すべての抑圧され、差別された人びとの怨念と憎悪をこめた、その復しゅう戦として、糟谷君虐殺の真相をあばき出してゆくであろう。

告発の現況とわれわれの主張

検察庁の対応

糟谷孝幸君の死の真相について、大阪府警も地検も、半年たつた今日、なお頗るまゝだ。われわれが行なつた告発に対し、地檢の担当検事からは、「まだ見通しは立つていね。二年三年もかかる」ということはありえないが、今年中にはやりたいと希望している」(四月十六日面談)といふ返事しかかえつてこない。ひとりの人間の死の重みを、彼らはどう考へてゐるのか。権力に抵抗して闘い、死んだ者の人権は、保障しなくとも良いというのか。

日本国憲法第十章「最高法規」冒頭の第九十七条は、「基本的人権の本質」として、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果

今井和登

であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として保障されたものである」と記されている。要するにこの規定は、憲法の根幹は「基本的人権」にあること、それは社会の安寧秩序、公共の福祉よりも優先するものであること、そして基本的人権は、歴史の進展と共に常に新しく掘り起されるべきものであること、そういう意味で「基本的人権」が最高法規とされていると理解してよいであろう。

国民のひとりの生命が官憲の手によつて奪われた場合は、この憲法を最高法規として行政、司法を掌るはずの官公署は、他の何事を差しおいても、国民の前に真相を究明する義務があるのではないか。糟谷君が瀕死の重傷で入院したことが判明した段階で、地檢は警察とは別個に独自の立場

で捜査をする、ということが新聞にのつた。当然それは

「特別公務員暴行陵虐行為」の疑いとして、捜査が行なわれるものと、われわれは期待していたのであるが、一ヵ月経つても何もなされた形跡がない。それでわれわれは十二月十三日に大阪地方検察庁に、糟谷君の逮捕に当った機動

隊員三名とそれに協力した氏名不詳若干名の隊員を一特別公務員暴行陵虐致死の疑いで告発したのである。しかしながら食の日当金事は「十二月急選挙違反の搜査が亡がしへ

「地検の捜査権に一二二人の絞殺犯を犯す」といふので今はできない」(一月二十六日面談)、「つぎつぎと急を要する事件がはいつて、なかなか手がつけられない」(四月十六日面談)などといふ訳をしながら延ばしに延ばしているのである。「のれんに腕押し」とはこのことを言うのか。地検はやる気がないのだと判断せざるをえない。

こののような地検の態度は、まさしく憲法の無視であり、権力側のこのような憲法無視・違反の積み重ねが、今日頗著な憲法の空洞化、形骸化をもたらしたと言つてよいであろう。

しかしあれわれは抽象的に憲法云々を言つてはいるのではなく、「ひとりの國民が官憲の手によつて殺された」と訴えているのだ。このことの重大さを理解せず、うやむやにしてしまおうとする官憲の昧陥さ、狡猾さを、われわれは

るのである。出発時にできるだけいためつけ、抵抗したら逮捕するという意図であろうか。ここを突破してデモは街頭に出るのだが、それからは前記のような暴行をともなう併進規制を受けつつ、終了地点までただただ走りぬけるのである。参加者はゲバルトぬきのデモでも、無傷で帰れる

欺瞞的マスコミ操作

毎日新聞の松倉鑑定スクープ

毎日新聞（大阪）は一月二七日朝刊に、糟谷君の死因について司法解剖を行った阪大教授松倉医師の鑑定書要旨を大阪府警からスクープした。その記事は写真入り九段のスペースをとった大きなもので、「凶器は警棒でない?」「岡山大生・糟谷君の死」「幅と角ある鉈体」「阪大松倉博士鑑定書出す」「デモ隊が誤つて、容疑者の割出しほまり」という大小の見出しつきのものである。記事の最も重要な部分は次の通りである。

松倉教授の鑑定書は、死因として「頭部打撲で硬膜外にできた血腫で脳の圧迫が起り、ま

た各所の出血、脳腫張、脳挫傷により脳中枢機能に障害が起こり死亡した」と述べている。そして脳機能障害の原因となつた頭腔内血腫や脳表面の損傷は①左側頭部前部のざ傷、②左側頭骨上部および頭頂骨下部の骨折が合わさって起つたとしており、この二つの傷は「幅のある打撃面をもち、しかも角のある堅い鉈体が左側部頭頂部を中心に行なったと推定するのが妥当である」とし、しかも「一回の打撃作用で両方の傷が同時に生ずることも可能である」という。

同教授は、鉈体の種類について具体的な名前をあげてはいな

という保証はないのである。

十一月十三日の「佐藤訪米阻止安保粉碎沖縄闘争勝利集会」のデモは、その名称の示すように特別な政治的意味をもっていた。安保条約粉碎を単なるスローガンに終らせないためには、何としてでも数日後にひかえた佐藤首相の訪

六九年夏頃から的新左翼系のデモに対する大阪府警の規制は、極端に厳しく、弾圧は露骨になっていた。機動隊の併進規制は、デモの出発から終了時まで続き、その間、楯でなぐつたり靴で蹴り上げるほどの暴行挑発は、日常化していた。このような規制のうちもつともひどいのが、出発時の規制である。集会場の出口を袋のようにもみこみ、観衆からは遮蔽して、三列あるいは四列で出ていくデモ隊を、警棒でこづいたり、蹴り上げたり、激しい暴行が加えられ

「暴力デモ」と告発の理由

糟谷君虐殺告発のため協力を求めるとき、多くの市民から「火炎ビンを投げ、凶器を持って突撃した者が、警察から殺されても仕方がないではないか。本人も死を覚悟してやつたのなら当然ではないか」という声が返ってくる。われわ

ノチの切断面を持つ鉄板棒を示唆していると解釈している。そして「デモ隊から押収した「鉄板棒」との説明つきで一警官が鉄板棒を前に差し出している大きな写真が掲載されている。このスクープが府警とブル新規が一体となった悪質なマスコミ操作であることは明らかである。①スペースの大きさに比べ重要記事は全体の一四分の一すぎない。②ニュース源は府省であって松倉氏ではない。③「警棒だ、目撃者いる」救援センター」という見出しつきで嶋弁護士の短い談話をのせるが、記事全体は府警の見解

の意图が奈辺にあるかは明らかだ。

スクープされた松倉鑑定要旨部分について、告発団は司法解剖に立会った佐藤医師その他の医師の協力を得て分析検討したが、少なくともここに記された所見からこののような結論を得ることはできないという意見で、告発団が主張する「警棒殴打による死」を覆えず根拠にはならないものである。むしろこの時点でかかる欺瞞的マスコミ操作をやること自体、府警が直接追求の前に窮していることを自ら暴露している。

(関西救援センター)七〇年四月号)

追求せずにほおれないのである。
また別項「毎日新聞のスクープ」が、一月二十六日正午、
樺嶋弁護士と筆者が地検に担当検事を訪ねて、告発を早期
に取上げるよう申入れた翌日だったことは、地検、府警の
間に何らかの連絡があつたことを示唆するものである。

米を阻止しなければならなかつた。したがつて、この日の集会とデモは、日常化した機動隊の完全規制をどこかで打ち破り、街頭に溢れ出ることが必要であつた。このデモを組むにあたつて、総評系の労働組合から、全共闘、反戦など新左翼、ベ平連その他の市民団体まで、それぞれ戦術的な対応を考えたであろう。大部分の団体グループは非暴力デモ方式をとつたのであるが、前衛を任ずるあるグループは、この時、新しい状況を切り開くために、あえて武装闘争をとつたのである。学生集団の先頭が、いつものように包みこみ規制を受けながら扇町公園南出口から街頭に出ようとするとき、機動隊の後方に火炎瓶を投擲しつつ、約三十名の集団が突つこんだのである。袋状に包みこむ規制を攪乱して、デモ隊が一挙に街頭に溢れ出ることを意図したものと思われる。しかし、この戦術は成功しなかつた。圧倒的な装備と人員を擁する機動隊は、直ちに反撃し、突撃隊とデモ隊の双方に「殺せ、殺せ」と狂氣の如く叫びながら襲いかかり、警棒や楯をふるつて打ちさえ、撲る蹴るの暴行を加え、約六十名を逮捕したのである。そして逮捕を免れた者にも約四十名の重軽傷者がいた。警察側にはひとりの負傷者もなかつたようである。この日のデモは路上

での座りこみなど、いつもとはいくらか違つたかたちもとられたが、終始圧倒的な機動隊の規制を受け、出発時の混亂を除いては概して平静であった。出発点での武装闘争も、府警の警備陣をつきくずして新しい状況をつくり出すことに成功しなかつたのである。

あえてこのような当日の状況を述べたのはほかでもない。新左翼集団の暴力の対極には、国家権力の暴力、すなわち武装集団たる警察機動隊が圧倒的な力をもつて存在する事実を指摘するためである。デモに一度でも参加した者は、この権力の暴力の実態を、体でもつて知つているが、そうではない人びとはテレビや写真で見ても、その恐ろしさを知らない。しかも警察があれだけやるのはデモ隊が過激な行動をとるからだとしか考えない。実際はその反対であつて、権力が独占する武装集団がデモを暴力的に圧殺しようとすることに対しても、非暴力的に抵抗するのが常であるが、時として種々の事情から暴力的抵抗が生ずるのである。抵抗の手段として非暴力と暴力の間には大きなへだたりがあると一般には考えられている。しかし、現実に権力と向い合つたとき、非暴力か暴力かの手段選択は、その時の政治状況や力関係によってきまるものである。したがつて、非暴

力に徹したデモといふものは抽象的にはありえても、現実

にデモを組む中では、いつ暴力的手段をもつて権力に反撃を加える状況が生ずるかわからない。今日ではそれだけの覚悟がなければ有効なデモはうてないのである。

デモそのものが表現の自由として憲法に認められている以上、その手段が暴力的になつたとしても、その行為の非合法性の故に表現の自由が如何に侵害されているかが見失れてはならないのである。われわれが糟谷君虐殺をあえて取り上げて告発した理由はここにある。彼が突撃隊に加わつて暴力手段をとつたことを賛美しているのではない。それをどう評価するかは闘争主体の政治判断の問題であつて、われわれの視点とは次元が異なつてゐる。それが現行ブルジョワ法の下では違反行為とされていることは、現にこの闘争で逮捕され起訴された二十一名（現行犯逮捕六名、事後逮捕十五名）が、裁判にかけられることになつてゐる事実が率直に物語つてゐる。そしてわれわれはその裁判を基本的に否定はしていない。もつとも、組織潰滅をねらつた十五名の事後逮捕起訴、起訴後における拘置所内での取調べはまさしく不当なものであり、その行為を状況や思想と切離して個々に分断して裁くというブルジョワ裁判を、

（筆者：糟谷孝幸君虐殺事件告発人・「告発を推進する会」呼掛け人）

正しい裁判とは決して評価しえないのであるが、

問題は、彼が暴力行為に出たからといって、警察官が法に許されている範囲をこえて暴行を加え、死に至らしめるという不法を犯しているのを見のがして良いか、ということがである。この事件のように権力犯罪が明々白々であるにもかかわらず、権力側が故意に真相を隠蔽し、うやむやにするどころか、かえつてデッチ上げを行なつて、逆に抵抗者への弾圧を利用するという横暴を許していい良いであろうか。権力犯罪にわざと目をつぶり、それを当然なこととして黙認するのは、「長いものにはまかれろ」式の屈辱的な態度以外の何ものでもない。ファッショ的傾向が漸次露骨になつてきた現在、もはや手遅れの感がないでもないが、われわれは「基本的人権」を最高法規としても憲法下の国民として、権力に抵抗して闘う人びとの人権を掘り起し守ることを努力しなければならない。

糟谷孝幸君が機動隊員から警棒などによつて滅多打ちにされて重傷を負い、それが原因で一日後に絶命したことは、疑いえない事実である。われわれは死の真相がこの地上の法廷において全国民の前に明らかにされることを要求する。

法医解剖鑑定について

佐藤 耕造

一九六九年一月一三日、佐藤訪米阻止闘争において、

大阪・扇町公園南側水道局前の路上で逮捕された糟谷孝幸

君の死について、この事件に關係してきた医師として知り

えた資料と情報を基に報告と見解を述べる。

事実経過

11月13日

8時30分ころ 逮捕される。

19時すぎ 曽根崎署で弁護をとる。

「黙秘します」と、二度言う。

19時30分ころ 「頭が痛い」「気分が悪い」など言
い、倒れるようになる。そのまま寝かされる。

20時50分 行岡病院に搬送され、亀井医師の初診を

受ける。意識はあった。

11月14日

0時ころ 重体発表（新聞社）。

1時ころ 松木医師初診。半昏睡状態。

1時40分 樋嶋弁護士、葛岡医師が行岡病院へ身元
確認と病状把握に行く。面会拒絶される。

2時20分～2時30分 両氏、松木医師に会う。左側
頭骨骨折ありと。

4時～6時15分 開頭手術施行（松木、亀井両医師
による）

—以上新聞その他関係した人びとによる—
5時20分～9時 電話および直接による担当医師へ

の面会申し込み（身元確認、病状聴取、診療協力など）するも面会拒否される。対診を拒否された、この時点では、いつたん面会を断念。

12時ころ 私が電話で松木医師に病状を問う。「患者は来院時は意識あり、応答可能。松木医師診療時は半昏睡状態。現在は半昏睡、瞳孔左右不同なし、対光反射わずかにあり、手術時所見は硬膜外血腫40gくらい。硬膜下血腫なし。硬膜の緊張なく脳腫張なし、脳圧亢進状態ではない」ということであった。

21時 糟谷君死亡。

22時 松木医師との会見（記者会見）。

松木医師の発表

午後3時呼吸停止。午後9時死亡。

死因 急性硬膜外血腫（40g+α）及び硬膜下血腫（少量）、脳挫傷、左側頭骨骨折。

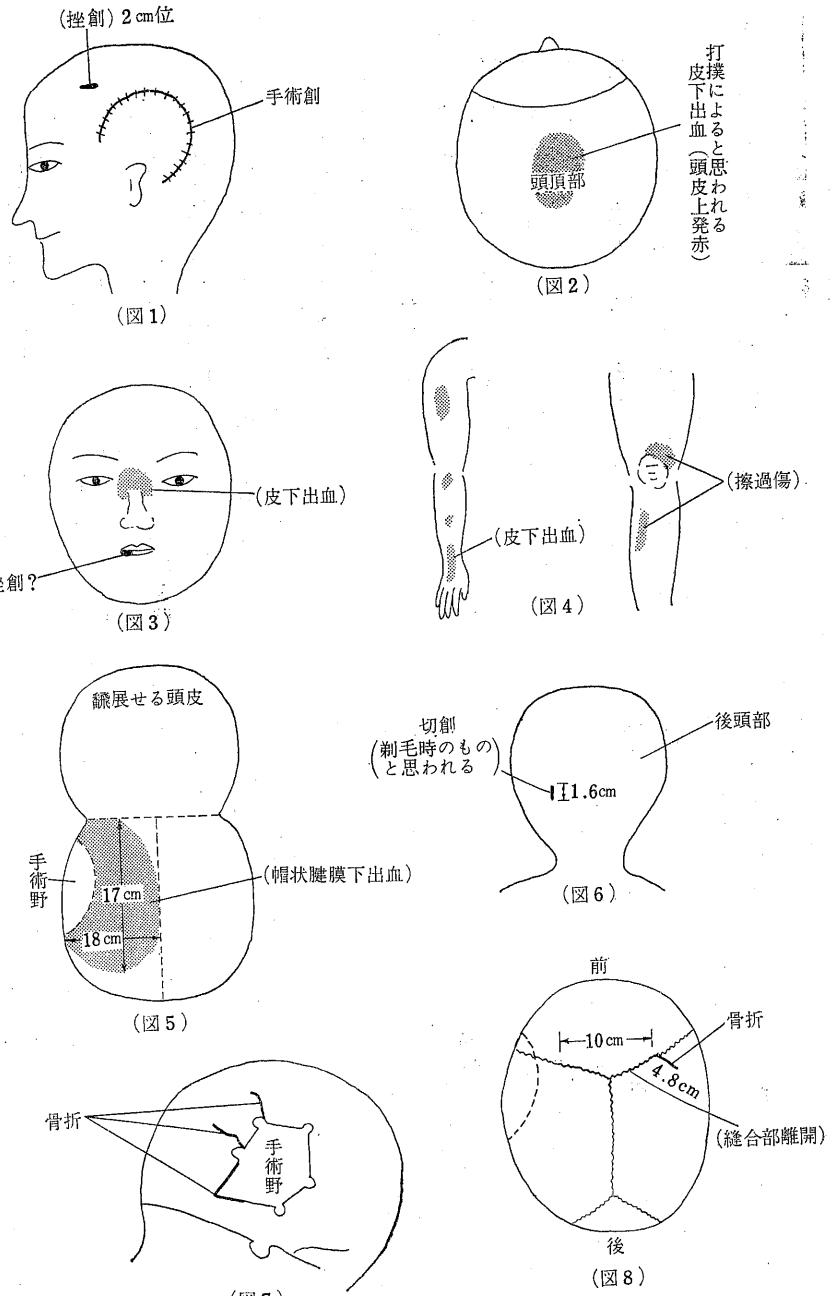
頭皮の傷害 「幅2～3cm、長さ4～5cmの発赤腫張せる二条の条痕が左側頭部に平行にあり」（頭皮の裂傷、挫傷等はなかった）。

傷から見て棒のような鈍器で撲られたものと思う。

に検討したい。

一一月一五日夕刊の報道による松倉教授談では

朝日新聞：死因は脳挫傷。つまりなぐられて強い脳震盪を起こし、脳の表面が傷ついて脳麻痺を起した。傷は鈍器で撲られたものとわかつたが、それが警棒か、ほかの学生の鉄パイプであるかは、この段階では何ともいえない。どの方向からなぐられたか等も含めてもっと慎重



毎日新聞：死因は頭部打撲、脳挫創、脳腫張、脳機能障害。

頭部外傷は左側頭に打撲傷（直径2cm）があり頭蓋骨が合わさっている頭頂部の冠状縫合が長さ5cm、幅2cm離開している。

凶器について「堅い鈍器材のもの」とい「強い力が

幅広く1～2回は叩いた」と説明。

読売新聞：直接死因は「堅い鈍体様のものによる左側頭部の打撲」と断定した。この打撲で脳挫傷と脳腫張が起り、脳の機能障害が死につながったという。このほか右手に十三か所、両足に五か所、鼻に一か所の皮下出血が認められた。「堅い鈍体」は脳内に直径10cmの出血が認められることから、幅広く力を加えうるものと推定。衝撃は一回あるいは二回とみられる。

その後、解剖所見の図1、2、7、8については松倉教

授に私自身が直接再確認したものである。以上から言えることは凶器は堅い鈍器様のもので頭皮の挫創および打撲によると思われる皮下出血（発赤）、左側頭骨骨折および頭頂部縫合離開と頭部以外の身体各部（手、腕、両下肢、鼻根部）の約二十か所からなる打撲による皮下出血があるとい

うことである。身体各部の打撲は転倒して生ずるものではなく（とくに右手、右腕の打撲は伸側のみにあり）、十分に殴打によるものと考えられる。また左側頭部の挫創と頭頂部の皮下出血が同時に起りうるとは到底考えられない。

昭和四十五年一月二十七日付け毎日新聞朝刊によると松

倉教授鑑定は以下の如くである。

死因として「頭部打撲で硬膜外に出来た血腫で脳の圧迫が起り、また各所の出血、脳腫張、脳挫傷により脳中枢機能に障害が起り、死亡した」。頭蓋内血腫や脳表面の損傷は、①左側頭部前部の挫傷 ②左側頭骨上部および頭頂骨下部の骨折 とが合わさって起つた。また結論として、この二つの傷は「幅のある打撲面をもち、しかも角のある堅い鈍体が左側頭部頭頂部を中心作用したと推定するのが妥当である」。しかも「一回の打撃作用で両方の傷が同時に生ずることも可能である」としている。

また私が収集した鑑定書に関する資料（情報）によると「その他各部の擦過傷は鈍体によって生じたものであるが、具体的成因を明らかにすることはできない。後頭部左側のガラス損傷はガラスが当ったか、ガラスのある所に倒れたかは不明」。これについて言うならば右上肢においてもつ

とも多くの皮下出血がみられ、しかも手関節を中心とする

部分にもつとも多い。またこれらは上肢の伸側のみに見られるということは右上肢により加害物を防ごうとして生じたと考えるのがもつとも常識的であろう。しかもこれは私たる見る限りにおいて擦過傷ではなく打撲傷である。同時点において同一人物に生じた頭部の傷害と身体各部の傷害（打撲）との関係を推論せず、総合的に判断することをしていないのは何故であろうか。ガラス損傷については左後頭部の左側の創傷はその形、深さ（非常に浅い）、大きさ等から判断するとガラス損傷ではなく、これは手術の前処置である剃毛の際の傷ということは臨床家ならば一見してそう判断するようなものである。

上記の鑑定書の結論で問題となるのは、①幅のある打撲面（②角のある鈍体（非常に強調されている）③一回の打撃作用で両方の傷が同時に生ずることも可能である、といふ三點がもつとも重要である。

このような結論が凶器に関して他の可能性および妥当性といふものを排除した形で引き出されるのであろうか。またあえて結論部分に一回の打撃作用で……同時に……可能であるということが加えられたのであろうか。

①左側頭前部の挫創は長さ2 cm以内（一針）一針縫合程度）で深さは骨膜には達せず、そう深くはない（松倉教授に直接確認）。創は紡錘状。これに統いて頭皮の皮内出血斑がある。

このような創傷は角陵のない棒状のものであっても十分起りうるし、また平面（地面とかコンクリート壁など）に強く打ちつけでも起りうるものである。すくなくとも当日学生が持っていたといわれる幅3 cm、厚さ0.6 cm、長さ130 cmの鉄板のようなものとすれば、よほど特殊な当たり方をしない限りは数センチにわたるシャープな創が生ずると考えるのがもつとも常識的であり、妥当と思われる。逆に言うならば、このようなシャープなかなりの大きさ（長さ）をもつ創でない限り、角陵をもつというような断定的な結論にはならないと考える。また頭頂部皮下出血斑（打撲によると思われる）については言及されていない。

②頭蓋骨に関する傷害は左側頭骨骨折と頭頂部冠状縫合離開とその延長上（患側と反対側）の骨折である。この両者が同時に一回の打撃作用で生ずるということは頭部が可動性のある場合には、側頭部からの打撃によってはまず

起らない。すなわち頭頂部縫合離開が起らないということである。同時に生ずることがあるとすれば、頭部を固定した状態（押さえつけたりしているなど）で左側頭部よりの打撃の場合が考えられる。また頭部を地面とか壁とかに直接左側頭部を打ちつけた場合に生ずる午線骨折などである。

一方、頭頂部の骨縫合離開部にほぼ一致する頭皮上の皮下出血斑（打撲によると推定される）との関連においてはどうう説明されるのであろうか。鑑定書の全貌を見なければ確かにことは言えないが、すくなくともわれわれが知りえた範囲においては、この点について鑑定書の結論部分には一切触れていないのである。このことに関しては左側頭骨骨折と頭頂部縫合離開とは別々の外力により生じたとも十分考えられる。

以上述べてきたことより、凶器が平べったく幅があるといふ論拠はどこにもない（幅広いということが地面とか壁などをいうのならば話は違うけれど）のである。またこれ

が帽状腱膜下出血、硬膜外出血、硬膜下出血または脳内各所出血の大きさによって言われるのならば、この部においては手術という操作が加わっているので論外である。

以上の如く「角陵がある」という妥当性もうすぐ、平べったく幅があるという根拠も判然としない、そのうえ一回の打撃作用ですべてが可能であるということ、あえて結論としているところに重大な問題を残す鑑定書と言わざるをえないし、またその信憑性に大いに疑義を持たざるをえない。具体的な事実とその引き出された結論を判断するならば、その推論においてあらゆるものを総合的に判断されていのか疑わざるをえない。

したがつて、現在のわれわれの見解としては、①右上肢、頭頂部および左側頭部を棒状のもので殴打されたものか②身体各部（頭部を含めて）の殴打と左側頭部を地面へ打ちつけたものの合わさったものかどちらかによるものと考へるのがもつとも妥当と考へる。

（筆者：京大脳神経外科医師・告発を推進する会幹掛人）

糟谷孝幸君虐殺事件告発 を推進する会 趣意書

一九六九年十一月十三日、大阪市扇町公園における佐藤訪米阻止行動の際、岡山大学学生糟谷孝幸君が大阪府警特別機動隊員の警棒殴打で重傷を負い、十四日午後九時死亡した事件について、関西救援連絡センターが中心となって、真相究明を行なった結果、「特別公務員暴行陵虐致死」（刑法第一九五、一九六条）の事実が明確となりましたので、十二月十三日、同センター呼掛人、関係弁護士等十九名が告発人となって、この事件を大阪地方検察庁に告発いたしました。告発人はその後九〇名（二月十五日現在）になりました。

この事件は単に前記の刑法犯罪としてではなく、常態化した警察の過剰警備行為、ファシショ的国家権力の発動として極めて重大な事件であり、これを黙過するときは、警察国家体制を指向する政府と与党は、国民の諸権利に関する憲法諸規定の空文化を一層押し進めるでしょうし、警察の横暴な支配は政治活動領域に限らず、あらゆる分野で国民を恐怖の下に隸属せしめるものとなるでしょう。

■アピール

糟谷孝幸君殺害の大坂府警特別機動隊員を告発する！

一九六九年十一月十三日大阪市北区扇町公園に於ける佐藤訪米阻止行動に参加した岡山大学法文学部学生糟谷孝幸君は、大阪府警特別機動隊員に逮捕されたが、その際機動隊員が加えた警棒による殴打等の暴行によって、脳挫傷その他の重傷を負い、翌日十四日午後九時死亡した。

糟谷君の死亡原因は機動隊員の暴行であることは明白である。にも拘らず大阪府警は事実を隠蔽し、逮捕に当たった機動隊員の不法行為を厳しく追求することをせず、卑劣にもかえつてその原因を学生集団に転嫁して新たな弾圧の口実にすらしようとしている。

今日世情は新左翼集団の暴力を激しく非難する。だがその対極にある隠れた暴力を敢えて見ようとしている。しかし政治権力を手中に収めた支配者が、國家目標を誤って政治危機、社会矛盾をもたらし、当然な結果として生起する人民大衆の反政府運動を国家権力のファシショ的煽動によつて抑圧するとき、相互の緊張関係を破つて生ずる物理的暴力は、まさしく相対関係に於て把握されなければならない。真に糾弾すべきは人民大衆の国民主権行使を偽りの合法性をもつて圧殺する政府の政治的暴力と、その走狗となつて人民大衆を弾圧する警察の暴力ではないであろうか。そして国法の枠の中でしか職務を執行してはならない警察官が法を無視し逸脱して人民大衆を弾圧するときは、彼らの身分職務が法律で強く守られている故にこそ、厳しく糾弾されなければならない。

この事件の告発は、第一に刑事事件として、第二に人権および表現の自由を侵す憲法違反として、第三に国家権力ファシショ化の摘發として、思想、宗教、信条をこえて全般的な拡がりをもつた支持を必要とします。

糟谷君の死の真相を法廷において公的に究明するこの告発の目的を必ず達成せしめるために、貴下に「告発を推進する会」の会員になつていただきたく存じます。また一人でも多くの人をこの会員に誘つていただきたく、ご協力をお願い致します。

一九七〇年三月一日

呼掛け人（五十音順）

いいだもも	井上 清	井上 正治	一円 一億
今井 和登	内田 剛弘	海老坂 武	遠藤 幸孝
小田 切秀雄	大井 正	沖浦 和光	長田 夏樹
加瀬 都貴子	川田 泰代	久能 昭	串部 宏之
小中 陽太郎	国分 一太郎	今野 求	佐藤 耕造
菅原 邦明	鶴見 俊輔	中岡 哲郎	野間 宏
羽仁 説子	花崎 崇平	花田 圭介	深作 光貞
福富 節男	松井 誠	水戸 巖	宮川 寅雄
武藤 一羊	森本 英樹	矢山 雄作	行田 良雄
雪山 慶正	横路 孝弘	好並 隆司	

私たちには糟谷君の死亡の原因が、彼が逮捕された際に機動隊員から受けた不法暴行によることを確信するが故に、彼を逮捕した大阪府警特別機動隊第五中隊第二小隊第三分隊所属の荒木幸男巡査、赤松昭雄巡査、杉山時史巡査及び彼らに協力した数名の機動隊員を大阪地方検察庁に告発する。

糟谷孝幸君殺害の大坂府警特別機動隊員を告発する！

沖縄百万の同胞の平和への悲願を無視して核軍事基地を強化するかたちの沖縄返還を交渉し、日米安全保障条約の自動延長強化によって、アジア反共軍事体制の旗手となるうとする現政府の帝国主義路線が、やがて侵略戦争の危険につながることは人民大衆がひとしく憂うるところである。糟谷君は反戦平和の戦士として自己の全主体をかけて佐藤訪米阻止闘争をたたかい、国家権力の暴力装置たる警察の狂暴な不法逮捕行為によつて虐殺されたのである。糟谷君の死の眞實を加害者たる警察の手中に秘めさせたままで、新しい弾圧の材料に利用させはならない。糟谷君の死の眞相を国民すべての前に於て究明することを通して、糟谷君の尊い犠牲を眞に意義あらしめ、人民主権の大原則を確立することこそ、この告発の目的である。このことはひいては糟谷君の靈前に獻げる最大の手向けとなるであろう。

廣く志を同じくする人々の支援を願つてやまない。

一九六九年十一月十三日

糟谷孝幸君虐殺事件告発團

事実経過

一九六九年十一月十三日午後四時から大阪市北区扇町公園に於て開催された「佐藤訪米阻止安保粉碎沖縄闘争勝利集会」は、反戦労働者、学生、ベ平連等の集会および総評系労働者の集会が併行して開催され、約四万人が集った。

大阪府警は、当日、会場周辺その他に約七千人の機動隊員を配置し、会場となつた公園の各入口で検問を行ない、入場者に対しては強制的に不法な所持品検査を行なつた。

六時頃から総評系労働者がデモ行進にして公園南西隅の出口から出ようとしたとき、待機していた機動隊が大柄をもつて路上に並びデモ隊を両側から狭く押し包んで規制にかかつた。そのとき「約三十名の学生集団」(毎日新聞十一月十五日朝刊)が火炎瓶を投げ鉄棒を持って機動隊の隊列に突入した。機動隊は直ちに増員して学生集団に

院に運んだ。

病院に着いたのが午後八時四十七分、そして八時五十分に亀井医師が診察している。この時はまだ意識があつたようである。その後次第に意識が混沌していくが、病院は処置らしい処置をせずに放置している。十四日前〇時頃意識がなくなつたので、亀井正幸医師は硬膜外血腫と判断し簡単なレントゲン撮影をした。

同時刻頃、関西救援連絡センターに「逮捕者一名が重傷で行岡病院に入院している」旨の情報が入り、私たちは直ちに弁護士と医師とを病院に送る手配をした。午前一時頃同病院の整形外科医松木康医師が呼び出され、診察をしている。

私たちが派遣した樺嶋正法弁護士、葛岡享医師が行岡病院に行つたのは午前一時四十分である。しかし、玄関に応待に出で来た看護婦は「警察から預つてあるのだから」とつて強く阻止し、内に入れてくれない。約四十分の押問答の末、松木医師に会つた。

松木医師は「レントゲンの頭部撮影では左側頭部の頭髄骨亜裂骨折で陥没骨折では

反撃、「全員逮捕せよ」との命令の下に、「殺せ！殺せ！」と絶叫しながら警棒と楯をふりかざして襲いかかり、撲る蹴る突き倒すの混戦状態を現出した。

糟谷君はこの時機動隊に突入した「約三十名」の学生集団の中にいたことは確かなるようである。その時の状況は極度の混戦状態であったので、個々の状況を自説確認することは警察側においても、また学生集団側においても極めて困難であった。

しかしこのとき機動隊に突入した学生集団は機動隊の反撃にあってたちまち分断され、その場で逮捕され制圧されてしまつておらず、五分程の間に約四十名が逮捕されている。機動隊はさらにその背後にいた学生集団にも同時に襲いかかっており、この時およそ五分程の間に約四十名が逮捕されている。

機動隊員が警棒をぬき逮捕に当つたことは府警警備部長も認めているところであるが、その際逮捕された者の大部分が警棒で頭部を殴打されており、また逮捕は免れたが機動隊員の暴行によって負傷し手当をうけた約六十名の者の大部分が、警棒によつて頭部を殴打されている。

逮捕された者は逮捕の時から警察権力の手中に入ったわけで、糟谷君の場合も翌十日午後九時に死亡し、さらに、司法解剖に付されて後、家族に遺体が引渡されるまで糟谷君に関する事実関係を把握したのである。

逮捕者は現場から約五〇〇メートル離れた曾根崎署まで連行されたのであるが、護送車でピストン輸送してもなお足りず、一部の者を徒步で連行している。

糟谷君は逮捕の際、頭部その他に瀕死の重傷を負つたにもかかわらず、この徒步連行組に入れられている。七時過ぎ曾根崎署において写真および弁解録取書をとつて、糟谷君は黙否権を行使し、まもなく曾根崎署内道場において氣分が悪いことを訴えて倒れた。彼は廊下に筵を敷いて寝かされたが、しばらくして、容態の悪化に驚いた警察は、救急車で北区浮田町の行岡病

院に運んだ。

病院に着いたのが午後八時四十七分、そこには脳内出血か、脳挫傷があるのか今のことろ不明である」と答えた。「脳血管撮影はやつたのか」との葛岡医師の質問には「今からそれをやるために麻酔をかけてある。もし硬膜外出血があれば開頭手術を行なう」とのことであつた。

行岡病院には脳外科の設備がなく松木医師は整形外科医であることを知つた樺嶋弁護士と葛岡医師は、脳外科医を呼んで手術を行なうことを要請、当方で脳外科医を用意しても良い旨を申入れたが、松木医師は拒絶した。

二時二十分、樺嶋弁護士と葛岡医師は、麻酔をかけられ、意識不明のまま、ベットに横たえられている糟谷君をはじめて見ることができた。樺嶋弁護士、葛岡医師はいつたん関西救援連絡センターに帰り、京都大学病院脳神経外科の佐藤耕造医師に連絡をとり到着を待つた。

午前四時頃から病院においては、松木、龜井両医師によつて糟谷君の開頭手術がはじまつてゐる。

五時二十分頃、関西救援連絡センターか

ら日赤の医師を介して佐藤医師を派遣することを行岡病院に電話連絡したところ「五分前に手術は終つた」との返事であった。

ところが手術は六時三十分までかかつていたのである。

六時三十分過ぎに樺嶋弁護士と佐藤医師が大阪府警の了解を得て行岡病院に行き、松木医師に手術結果をきくべく面会を要求したところ、前回にも強力に阻止しようとした看護婦が、「松木医師は寝てしまつた」と言つて玄関から内に入れようとしていたところが手術は六時三十分までかかつていたのである。

が大阪府警の了解を得て行岡病院に行き、松木医師に手術結果をきくべく面会を要求したところ、前回にも強力に阻止しようとした看護婦が、「松木医師は寝てしまつた」と言つて玄関から内に入れようとしていた。二時間余におよぶ再三の抗議に対しても、やつと他の事務員と手術に立ち合つたと称する看護婦が、きわめてあいまいに「硬膜外出血、左側頭部亜裂、左の瞳孔が開いている。意識がもどつてない。頭髄骨骨折のおそれあり、カルテはありません」とだけ口頭で答えた。

松木医師に面会し、さらにくわしい状況を知るべく、九時まで抗議し続けたが、それが以上の答を得ることはついにできなかつた。

警察からおくられてきた被逮捕者であるというだけの理由で、弁護士および専門医

をもまったく隔離した状態で秘密裡に一方的な処置を行なった行岡病院、ならびに担当の患者に対する人権無視もまた糾弾されなければならない。

警察および病院は十四日午後に至つてそれまでの面接禁止の方針を変え、面会を許可してきた。それは糟谷君の回復の見込がなく、身元割り出しの必要があったからと思われる。それから後は無制限に面会を許可し警察は身元割出しに躍起となつた。

糟谷君の容態は漸次呼吸困難となり、午後三時五十五分呼吸がとまり、人工呼吸を続けたが五時頃から血圧が低下し、脈拍も弱まつていつた。

午後七時頃になってセンターに身元がわかつたが、もうすでに瞳孔は散大し危篤状態にあり午後九時ついに死亡した。警察はそのすこし前に氏名を発表した。

松木医師の記者会見の所見によると「けがの位置は左側頭部で幅二センチ、長さ五センチの傷が平行して二本見られ、はれていた。傷の下の骨は二カ所で四、五センチにわたり折れおり、傷から見て鋭利なものではなく棒状の鈍器でなぐられたと思

う」ということで、「手術では血腫を取除いたが、頭に打撲が加えられているため、脳があくまで上り、延髓などを押し出しあげられており、そのため呼吸障害がおきていたことであった（朝日新聞十一月十五日朝刊）。

加古川から両親が病院に到着したのは糟谷君の死亡後であった。十五日午前〇時三十分警察は両親を伴つて遺体を大阪大学法医学教室に移した。

午前二時より松倉教授執刀により司法解剖が行なわれたが、救援センター側は強く要求して上記権嶋弁護士、佐藤医師および松本健男弁護士が立会つた。

解剖は五時半頃までかかって行なわれた。松倉教授の鑑定書はまだ出ていないが記者に語ったところによると「死因は脳挫瘍、つまり撲られて強い脳震盪を起し、脳の表面が傷ついて脳麻痺を起した。傷は鈍器で撲られたものだが、それが何であるかはこの段階で何とも言えない。どの方向から撲られたかなども含め慎重に検討したい」と所見を述べている。（朝日新聞十一月十五日夕刊）

糟 谷 君 に

藤原 菜穂子

きみの眼が夢みた都市

きみの眼が夢みた自由

めどりの口びるが夢みた言葉

わたし達のいきいきとなる国

けれど きみは もういない

自由と愛と言葉

わたし達が夢みた

きみは もういない

わたし達のいきいきとなる国

けれど きみは もういない

ふくれ上り 血を噴き出し

とても絢爛と十一月は星たちを浪費した

まるで気違ひじみたスピードで、

星くずと祭りと 人殺しの火の粉が

かばい続いている。

パチパチとはじけ燃え上り、

壊れた牛乳瓶の破片と

若い熱い男たちの血が流れつけた。

夜と夜の谷間に流れつけた。

金色の小鳥たちが 舞い続けた。

きみよ

K よ K よ K よ

路上にチューヴのよう横たわり血を流す男よ

泥水のなかに輝く男よ

あるいは無名の都市である男よ

黒い水のジープよ

時代の息子たちの熱い種子よ

きみよ

自分の夢と肉体を探して、

前の火炎瓶闘争の際に逮捕し、負傷している

に気づいて病院に運んだ。けがの原因は調べてみないとわからないが、仮りに警棒によるものだとしても、火炎瓶を使って警棒

折れた首と死が

大坂府警は十五日朝、松倉教授の説明と別にこの解剖結果について次のように発表している。「頭に幅の広いものが当つたと見られる脳内出血がある。直接の死因は脳機能障害、脳挫傷、脳腫張、頭部打撲で頭骸骨の縫合部に亀裂が入つていて、又、左側頭部に直径十センチぐらいの円形の脳内出血があり、堅い鉄器のようなもので一回ないし二回打たれたのではないか。ほかに手足などに約二十カ所の皮下出血が見られた。頭の傷は症状から見て警棒による可能性は薄い」（朝日新聞十一月十五日夕刊）。

これに対して解剖に立会つた松本弁護士は、「左側頭部に平行して二筋の痕痕があり、そのままの頭骨がひび割れしている。これは短時間に同方向から連続的に衝撃が加えられたことを物語っている。だから鉄棒のよう長くて扱いにくいものではこのような傷をつけることはできない。こうした傷跡からすると警棒の乱打以外に原因はあり得ない」と述べている。

糟谷君の遺体は解剖終了後両親に引渡され、午前六時四十五分加古川の自宅に移された。私たちはこの段階に至るまで警察がす

べてを厳しく管理して、救援センター側の弁護士、医師の接近をことごとく妨げ、瀕死の重傷者の当然受けるべき専門医の診療、弁護士接見を不可能にし、その結果、不完全な治療処置によって死に致らしめ、死亡後の解剖の際も不当に弁護士、医師の立会を妨害しようとした不法かつ非人道的な措置を弾劾する。

さて糟谷君の死亡の原因が警察側の逮捕時の暴行およびその後の極めて非人道的かつ不完全な治療処置によるものであることは明白であるが、にもかかわらず、大阪府警はこれに対して全く遺憾の意を表明するところなく、その原因究明を怠り、單に推測による説明を場当たり的に三転四転させ、あたかも加害者は警察ではなく学生集団であるかのように発表して、加害者たる警官をかばい続いている。

十三日夜鈴木貞敏警備部長は「重態だと言われる学生は、午後六時半ごろ、水道局前の火炎瓶闘争の際に逮捕し、負傷しているに気づいて病院に運んだ。けがの原因は調べてみないとわからないが、仮りに警棒によるものだとしても、火炎瓶を使って警棒

抜がりゆく自己の血潮の海に倒れた。ざらざらの砂と血と泥でよごれた舗道

察官を襲う相手を制圧するために警棒を使ったのだったら当然だ。この学生のけがをしたときの状況を調べなければ過剰警備かどうかはなんとも言えない」（十一月十三日夜、共同通信）との談話をのべ、暗に警棒による殴打を認める言い方をした。

ところが十四日の段階では「襲いかかってきたグループに対しては警棒をぬき、タテと共に防戦に使つただけで、暴行を働いた事実はない。この被疑者を逮捕し、それを集団で奪い返しにくるという混乱した状況の中で起つたことなので、原因はこれから糾明しなければならない」と発表し、傷害致死事件として警備部・刑事部で合同捜査する方針を明らかにした（朝日新聞十一月十五日夕刊）。

糟谷君の負傷について、警察は、原因を正しく把握しない段階から、單なる推測によつて恥知らずな捏造的なデマを述べている。

すなわち当初は、「他の学生がなげた火炎瓶が頭に当つたのだ」あるいは「転倒して舗道で頭をぶつけたのだ」と述べていたが、死亡後それらが状況に合わないことが

察官が約三十名で機動隊に突入したとはいうものの、圧倒的な機動隊の攻撃に会つてたまち制圧され、個々に分断されて逮捕されており、それを学生集団が奪還に押しかけていくという事実はなかつた。もし奪還しようとしたとしても、糟谷君のいる所まで到達する以前に他の機動隊員により阻止される状況であつたはずである。この状況設定がまず事実をまげたものである。

さらに、一人または二人の警官が糟谷君を路上に包みこむようにして押し倒し、他の二人または一人の警官が、警棒をぬいて応戦したというが、その前提を正しいとしても、そのような警察側の苦戦の状況の中で路面に組敷かれていた糟谷君の左側頭部が鉄板で重傷を負い、糟谷君の上で押えつけるいる警官が負傷しなかつたということがあり得るであろうか。

凶器を使用したと警察側が推定する鉄板とは幅三十二ミリ、厚さ六ミリ、長さ一三〇センチの扁平棒状のものである。このような鉄板を凶器として使用する際は、刀と同様な持ち方をすると考えるのが妥当であり、それを用いて右から左に強くぶりまわ

わかると、糟谷君を逮捕した際、学生集団が奪い返しに來たので、「隊員の一人が桶で防ぎ、他の二人が糟谷君を押し包むようにして路上に倒れた」（読売新聞十一月十五日朝刊）、「赤松巡查が桶で、他の二人が警棒をぬいて応戦した」（毎日新聞十一月十五日朝刊）と述べ、「その際に奪い返しに來た学生の鉄パイプが糟谷君の頭に当つたのだ」と発表した。

そして、さらに押収物件の中に鉄パイプがないことがわかると、その凶器を「鉄板があつた」と訂正している。警察側はこのように警棒による殴打ではないという前提をまず立て、死因となつた行為を一方的に学生集団側に押しつけて捜査を行なつてゐるのであるが、それが新たに不法弾圧につながることは論をまたない。

警察側のこの立論が、すべて不当で虚偽にみちたものであることは明らかである。火炎瓶説、転倒説は共にここで論駁の必要はない。学生集団が奪還に行き鉄板で糟谷君の頭部を殴打したという点についてだけ反論しよう。

当日の状況はすでに述べたように学生集

太陽のようにならえていた。
はじまつたら最後
けつして終ることのない
太陽のように怒り狂つていた。

中断はどこにもない
走れ ジープよ

黒い水のジープよ、
したゝる血の首よ、

すべての男と言うロンリー・マンの
もゝのつけねには、

黒い薔薇のつぼみが 横えながら

開こうとしているのよ。

けれど

きみは どこにもいない

きみは どこにも

いないではないか、

今日どんな葬いの鐘が

牛のようになぐり殺された者のために鳴るのか、

彼の生の首を、傷痕を、

彼の生の首を、傷痕を、

血の流れる道を、
警棒のふりあげられる道を

白い布でおゝつてはならない。

どんななぐさめの言葉も消えてゆくだろう。

きみを抱きおこす
どんな手も腐つてゆくだろう。

今、自分の死へと歩むきみの前では、
だが 母親たちは頭を起す。

雨と泥と血が
彼の口から眼から流れこんでゆく。
地獄のソースのぬかるみに、
彼の肉体が沈んでゆく。

みつめる わたし達の眼の前で、
それが、
わたし達のけつして触れることの出来ない

怒りと悲しみと 狂氣で
一面に 覆われてゆくのが見える。

事実は明白である。糟谷君はまさしく彼を逮捕した三名の警官およびそれに協力した警官たちが、警棒や楯をもつて過剰かつ不法な暴行を加え虐殺したものである。

警察側が権力をかさにきて事実を隠蔽し逮捕に当った警官の凶暴な犯行を学生集団に転嫁して、新たな弾圧の材料を打ちあ

げるような卑劣かつ悪質なやり方を許してはならない。真実は一つしかない。しかも尊い命が奪われたのである。この厳肅な

事実を詳細に正しく究明することは社会的にも人道的にも絶対にゆるがせにしてはならないものである。

何と言つていいのだ
その もの言わぬ歯は、
何と言つていいのだ
その眼の中に立てられたローソクは、
いま 頭蓋から切りとられ、
差し出される

各地の人民葬

11月19日	糟谷孝幸虐殺弾劾全関西集会 大阪・扇町公園に一七〇〇人
11月15日	糟谷君虐殺弾劾・佐藤訪米実力阻止大阪集会 大阪・中之島公園に六〇〇人
11月30日	糟谷君虐殺弾劾・日米共同声明粉碎加古川集会 加古川べり広場室に四〇〇人
11月23日	糟谷君虐殺抗議・日米共同声明粉碎加古川集会 加古川べり広場に糟谷君の出身高校である加古川東高関係者など一〇〇余人
12月14日	糟谷孝幸君虐殺抗議人民葬 東京・日比谷野外音楽堂に一万人
12月18日	糟谷君市民葬 岡山蓮昌寺に主婦を中心で六〇余人
2月1日	10・11月安保決戦の総括にたち、糟谷君の死をこえる弾圧粉碎・七〇年闘争勝利年頭決起集会 金沢市で二〇〇人
6月4日	中村君・糟谷君の虐殺を糾弾告発する集会 東京・全電通会館に八〇〇人

告 発 状

告発人 別紙記載のとおり

被告発人 荒木 幸男

同 赤松 昭雄 同 杉山 時史
同 同
同 同
同 同
同 同
同 同
同 同
官数名

大阪府寝屋川市寝屋川警察署

被告発人 荒木 幸男

同 杉山 時史

同 同
同 同
同 同
同 同
同 同
同 同
同 同
官数名

大阪府寝屋川市寝屋川警察署

被告発人 荒木 幸男
同 杉山 時史
同 同
同 同
同 同
同 同
同 同
同 同
官数名

その他の故糟谷孝幸
君の逮捕に協力した氏名不詳の警察

官数名

大阪地方検察庁 御中

昭和四四年一二月一三日

被告発人らはいすれも大阪府寝屋川警察署の警察官であるが昭和四四年一

職務を行ふに當り、刑事被疑者に対し暴力、陵虐の行為をなし、因つて同人を死に致らしめたものである。

告 発 の 事 実

被告発人らはいすれも大阪府寝屋川

罪名及び罰条

特別公務員暴行陵虐致死

刑法第一九五条

同 一九六条

告 発 の 理 由

一、被告発人および被害者について

被告発人荒木、同赤松、同杉山は

いずれも大阪府寝屋川警察署に警察

官として勤務しており、本年（昭和

四四年）一月一三日には南扇町公

園において開催された「佐藤訪米実

力阻止」一月安保決戦勝利全関西

労学市民総決起集会」後のデモ行進

を規制警備するために出動した大阪

府警特別機動隊の一員として参加し

行動していたが、その際故糟谷孝幸

君を公務執行妨害、凶器準備集合の

被疑事実で現行犯逮捕したものであ

幻のように美しい血の薔薇は。
さみの眼が夢みた都市
おゝ そして
さみの口びるが 夢みた言葉
わたし達のいきいきとなる国
けれど
自由と愛と言葉
わたし達のいきいきとなる国
さみは もういない
さみは もういない。
へ一九六九年十二月十四日▽ (詩人)

故糟谷孝幸君は岡山大学法文学部（二回生）に在学していたが、岡山より来阪して本年一月一三日に開催された集会及びその後のデモ行進に参加した。

糟谷君は身長一六二センチメートルでしかもやせ型であり、当日警備に当った機動隊員に比較すると、随分小柄であることがわかる。

二、当日の過剰警備の実態

(1) 糟谷君の死因を究明し、加害者である警察機動隊員を告発するに当たり、当日の一・一三佐藤訪米阻止全関西労学市民総決起集会に参加した学生集団等に対する大阪府警の過剰警備の実態を見落すことはできない。

(2) 当日の警備態勢は一〇・二一国際反戦デーに引き、大阪においていわば史上空前といえるもので

あり、学生らの集団と比較して、装備や機動力においては勿論、人員においても、圧倒的に強力な機動隊を中心にして布かれていた。告発人の調査結果によれば午後六時三〇分以降、学生集団が扇町公園を出て、デモ行進に移ろうとした機動隊に反発して衝突した直後における機動隊の実力制圧は警職法の制約を無視することはおろか、暴虐としかいよいのではないのである。その加害は当の学生集団はもとよりのこと、附近の学生、労働者、市民に対し無差別に加えられており、そのため告発人らにおいて集約した接見メモ等の資料によれば、糟谷君に対する致死傷のほか、逮捕者六三名のうち、一〇名が頭部裂傷、頭部打撲傷を

負っているほか、頭蓋骨骨折の重傷もいるのである。その他約七割のものが打撲傷、裂傷、前歯切損等の傷害を負っている。さらに当夜機動隊の暴行によって負傷し診療を受けたものは十三病院だけで四五名にものぼり、うち数人は入院を要する重傷であった。しかもも右診療を受けた負傷者の相当数はヘルメットの労働者・学生集団に統いて公園より道路上に出てきたノンヘルメットのデモ集団に附属していたものであり、機動隊の暴力行使が文字通り抵抗集団の制圧の範囲を超えてデモ集団全体に無差別に加えられている事実を証明している。

三、当日の機動隊の暴力行使の特徴

は、機動隊員が数人単位で、これまで以上に公然と警棒、大楯、小

楯を用いて、男女を問わず、デモ隊員の頭部、腰部、脚部等を激打し、単に抵抗者の抵抗を抑止するだけにとどまらず、公衆の面前で裂創や骨折に至るリンチ暴行を公然と強行したという点であり、右暴行は逮捕の際にみならず連行の途上でも加えられているという点である。告発人らの調査結果によれば、扇町公園入口附近路上において糟谷君の例を除いても、あるいは大楯で倒れた学生の右側頭部を数回上から殴りつけるとか逮捕された女子学生を片手錠で路上を引きずりながら数人で取囲んで顔面、背、足等を強く足蹴りするとか、逮捕された学生が自力で歩くことも立つたまましていることもできない位非人道的な暴行を加えているのである。

四、糟谷君の被害は、前に述べた警察機動隊による常軌を逸した集団的暴行の最中にその一部として行なわれたものである。警察側の常套的な学生集団への責任転嫁の努力にも拘わらず、この日の暴行がほんならぬ警察集団によってほとんど圧倒的に加えられたという事実は、デモ隊、市民側の無数の被害の存在、ならばに警察側の負傷者数が発表さえされていないほど警察側の被害が軽微であったと推測されることによつても明らかである。これは、当日の集会に加えられた違法な検問体制と相まって警備警察による法侵害の本質を暴露するものである。

本事件を告発するに当り、貴府においては、当日の警察の過剰警備の実態ならびにその強度の違法性を看過することなく、本事件の真相を鋭く究明されるべきである。

三、逮捕時の情況とその後の経過

(1) 糟谷君は事件当夜午後六時三〇分頃、他のデモ隊に先んじて、西側を固めていた機動隊と東側から激しく衝突した約三〇～五〇名の緑ヘルメット部隊の中に参加し、第一次衝突の際に機動隊隊列の側、告発事実記載の車道上で被告発人によつて逮捕されたものである。

警察側は、彼の逮捕は二度目の衝突の時であると言つているが、それは、同君が「最初からノンヘルで右手に火炎瓶、左手に石塊をもつて」云々とするのと同じく、全くの虚偽であろう。それは「奪還グループ」の存在をひねり出すための前提としての虚言である。

彼が逮捕されたのは、丁度右緑

ヘルメット部隊がもと来た東側へ引き潮のようひき返した時であった。従つて、府警が火炎ビン説、路面衝突説、鉄平板説でもつて、糟谷君に死因傷害を与えた犯人だとデツチあげている。『奪還グループ』の存在は、とうてい有り得ないことだったものである。

被告発人らは、糟谷君に対し、瀕死の重傷を加えた上、更に不当にも、右の傷害により歩行不能の状態にある同君を、逮捕現場から曾根崎署まで約一キロの道のりを両腕を抱えて徒步により進行した上、診察治療を行うことなく、写真撮影、現行犯逮捕手続書作成等の手続を強行し、更に、三階道場の壇上に腰かけさせたまま、放置したのである。

更に又、被告発人らは、糟谷君

第二の点については、そのような病院に搬入した曾根崎警察の責任、及び受け入れた同病院において、施設の整つた近くの病院に速やかに転送するという常識的措置をほどこさなかつた責任が追求されねばならない。

又、第三の点については、警察と結託し、弁護人はおろか専門医の接見要求、協力申し出に対してさえ、『警察から預かっているから』という理由で不當にも拒否するなど、その退廃的姿勢と医者としての任務放棄が糾弾されねばならない。

我々は機動隊の犯責を飽くまで追求するものであるが、右に述べた病院の不當な処置がなければ、あるいは糟谷君は助かつていたかもしないという思慮にしばしば

が右の傷害により壇上で意識を失い、後方に転倒するに及んでも、なお緊急措置をとることなく、極めて乱暴にうつ伏せの姿勢の同君の両腕をとらえて道場上を引きずつて場外に出し、警察官の往来する廊下のむしろの上に放置し、逮捕から二時間半後の午後八時五〇分に至つて漸く行岡病院に搬送されたのである。

一刻を争われる瀕死の重傷者を二時間余にわたつて資格ある医師の治療を受けさせることもなく、通路のむしろ上に放置した非人道的行為はそれ自体不作為による殺人行為である。

(二) 更に又、行岡病院での非人道的な扱いについて触れるを得ない。

第一に、糟谷君が搬入された午後八時五〇分から翌日午後一時頃

まで同病院の医師達は、彼の病状経過を逐一観察するどころか、事実上放置していたこと。

第二に、同病院には脳神経外科専門の施設がなく、彼の手術を執刀した電井、松木両氏は、整形外科専門の医者であること。

第三に、脳神経外科専門医である佐藤耕造医師の松木医師に対する診療協力申し出に対し、強固に取り組みをも拒否しつづけたこと。以上の三点を要約される。

第一の点について述べると、絶対的手術適応といつて病状にある変化の起つたときに迅速に手術をしなければ死亡するに至る頭蓋内傷害、殊に硬膜外血腫の場合、病状観察は欠かせないのが医者の常識であることを考えると、全く脛然とせざるを得ないのである。

要するに、彼は機動隊、警察、そしてそれと結託した病院の権力の非道な手中で死亡したのである。

四、松木医師ならびに松倉教授の所見

糟谷君を診断し、開頭手術を行つた行岡病院松木医師が、糟谷君の死亡当日記者発表したところによれば(1)死因は急性硬膜外及び硬膜下血腫、脳挫傷、左側頭骨骨折であり、硬膜外血腫は四〇グラムプラスアルファであり、(2)頭皮の損害は幅一・二ないし一・三センチメートルの発赤

膨脹せる二条の条痕が左側頭部に平^行にあり、頭皮の裂傷、挫傷等はなく、傷からみて棒状の鈍器で殴られたものと思うといふのである。

(一) 糜谷君の死因が頭部打撲による傷害に結果するものであることは明確である。問題はこれがいかなる凶器により、いかなる状況によ

つてつくり出されたかである。結論的にいえば、本件凶器は警察官の警棒であり、同君の逮捕における機動隊員らの暴行に起因するものであると断定せざるをえない。

(二) 松木医師の診断所見によれば、本件打撲が棒状の鈍器ないし硬い鈍器によるものにより加えられたものであることは確実であり、凶器の性質として、鈍器以外のものを考えることはできない。

すなわち本件傷害の特徴は、それが頭がい骨折に至る強力な打撃によるものである反面、打撃力が頭皮に対するいかなる裂創をも伴つてないところにある。

(三) 糜谷君が死亡するに至った段階

で事の重大性に驚いた警察は、ま

ず府警本部鈴木貞敏警備部長の談

て放射状の傷口ができるが、糜谷君の場合が放射状の傷ではないと主張したが、告発人らにおいて医師の見解を徵したところでは、放射状の傷口ができる場合は曲率の極めて高い部分に局部的に凶器が作用した場合に限られ、側頭部のように極めて曲率の低い部位に加えられた場合は放射状の傷になりえないものであって、警棒による打撃を否定する根拠とならない。

(四)

告発人らの調査結果によれば、

糜谷君が逮捕されたのは、同君が所属していたヘルメット集団が機動隊の実力行使を避けるために東方へ急速に退却してゆく際であり、当時道路上は機動隊により完全に制圧されている状態で、逮捕された糜谷君が暴行を受けた後引き立てられて水道局前の南側歩道

話として「糜谷君が逃げ遅れたところを三警察官がつかまえねじり殺した。そのさい同君の頭付近で火炎ビンが爆発し、炎が頭髪とズボンに燃え移ったので三巡査がたたき消した。さらに学生数人が警棒で三巡査に殴りかかり同君を奪い返そうとしたため、赤松巡査が楯で他の二巡査が警棒を抜いて応戦、同君を組み伏せたままでわたりあつた」との事実関係を前提として

「傷は火炎ビンによるものか、奪還しようとしたとき鉄棒（鉄パイプ）が当つたのではないか」と述べたが、その後警察自身の捜査を進める間に当日の学生集団の遺留品中に鉄パイプが全く発見されなかつたことから、鉄棒（鉄パイプ）説を撤回し、現場より押収された鉄平板（厚さ六ミリ、幅三一ミリ、

の機動隊隊列に引き入れられるまでヘルメット集団が同君を奪還に来た事実なく、また奪還できる状況は全然存在しなかつたのである。実際ヘルメット集団は扇町公園入口の東側において、機動隊は空間を隔てて西側の車道から歩道に待機していたのであり、糜谷君に対する逮捕行為は同君所属のヘルメット集団が組織的に退却してからは、同じヘルメット集団と機動隊間に次の衝突が起るまでの時間帯に完結しているのである。

(五) 警察発表を含むすべての資料によれば、糜谷君は、被告発人三名に逮捕される際には、何一つ怪我のない状態で、デモ隊の一員として行動していたものである。換言すれば、糜谷君に対し死にいたる傷が加えられたのは、同君の逮捕が強いためである。しかしながら前述のとおり現場で押収されたとされている鉄材（鉄平板）によっては、糜谷君の左側頭部の打撲傷ができないことは医学上、常識上明確である。

しかも一月一七日午後、鈴木警備部長は社会党総評の抗議代表に対し事実概要を説明した中で、警棒による打撃を加えたものであることを強く否定しながらも、本件傷害がいわゆる奪還を試みた学生らの鉄材によるものかどうかについては三警察官においてこれを目撃していないと説明しているのである。

さらに一月二九日府警本部は非公式に新らしい根拠として、警棒で頭を殴った場合普通皮が破裂しないことを示す。しかし、この根拠は、警棒で頭を殴った場合普通皮が破裂しないことを示す。しかし、この根拠は、警棒で頭を殴った場合普通皮が破裂しないことを示す。

時ないしそれ以後しかありえないが、逮捕連行後に警察官により格別の重大な暴行を加えられた事実がない以上逮捕時において公然と逮捕のためには全く不必要な、許し難い暴行傷害を加えたものと断定せざるをえないものである。

告発人らは糜谷君に対する被告発人の本件暴行陵虐行為を厳しく告発する。

被告発人らによる本件暴行陵虐行為は証拠極めて明白であつて被告発人らの罪情は明らかである。もつとも、致命的な左側頭部の打撲傷が被告発人のうちの誰によつてなされたかについては告発人らとしてはこれ

を断定する資料をもたない。しかしかりにこれが被告発人のうちの一名によつてなされたものとしても、逮

長さ一三〇〇ミリ）による可能性が強い旨を強調しはじめた。しかしながら前述のとおり現場で押収されたとされている鉄材（鉄平板）によつては、糜谷君の左側頭部の打撲傷ができないことは医学上、常識上明確である。

しかも一月一七日午後、鈴木警備部長は社会党総評の抗議代表に対し事実概要を説明した中で、警棒による打撃を加えたものであることを強く否定しながらも、本件傷害がいわゆる奪還を試みた学生らの鉄材によるものかどうかについては三警察官においてこれを目撲していないと説明しているのである。

さらに一月二九日府警本部は非公式に新らしい根拠として、警棒で頭を殴った場合普通皮が破裂しないことを示す。しかし、この根拠は、警棒で頭を殴った場合普通皮が破裂しないことを示す。

捕時における被告発人らの共同行動

の中で、被告発人らの共同意思にもとづいてなされたものであることは

逮捕状況全体から強く推定しうるの

であり、さらに当日における大阪府警本部の統一した警備方針として、

デモ制圧のためには手段を選ばず生

命をも顧慮しないという弾圧方針の徹底によって裏付けられるのである。

当日の集会場入口における警職

法を完全に否定しきった検問所持品

検査に始まり、冒頭に述べた多数の

頭部裂創等の無差別無制限的な制圧

暴行を命じ且つこれを実行させたもの

の責任こそもつとも許しがたい。

しかしあれわれはそのような違法

な指示に従い、国民の奉仕者である

義務を完全に忘れ去り、人民に対する

真の加害者として行動することに

踏み切った被告発人ら個々の警察機

動隊員の責任を断じて免罪しない。

加害者はその責任を負うべきである。公務員である被告発人は、本

件告発にもとづき刑事訴追を受ける

べきであり、且つ公務員としての最低の資格を欠くものとして即時罷免されるべきである。

被告発人はその職務執行にさいして、一個の人命を奪い去ったので

ある。警察は糟谷君に対し死にいたるべき傷害を加えながら、同君を小

一キロに及ぶ距離を両手銃のまま歩かせ、何一つ手当を加えることもなく曾根崎4号なる名称の下に事務的

に逮捕手続を進め、同君が昏倒するやこれを行岡病院に運び込んだが、

そのさいにも同病院には宿直医しかおらず緊急の手当をなしうる状態に

ないことを知りながら漫然これを預けただけで、開頭手術が行われるま

で実際に九時間以上の時間同君を事実上全くの無手当のまま放置しているのは既に述べたとおりである。

逮捕後におけるこの非人道的措置が糟谷君の死亡を決定させたことは

おいて真の下手人であり、最大の責任者は、直接の加害者が下級警察官

であり、一個の人間として、重い人権をもつ人々であることを知つてゐる。しかし同時に下級吏員といえども権力を行使する機関としての厳しい資格を荷つてゐることを忘れない。

糟谷君の暴行陵虐の責任は厳しく追求されるべきであり、刑事訴追に当つてはいかなる政治的配慮も無用である。よって告発する。

訴え

ひとびとに告げ、訴える。また一人の若くやわらかく雄々しい生命が、権力の直接の暴力によって奪い去られた。岡山大学法文学部二回生糟谷孝幸君は、十一月十三日大阪における佐藤訪米阻止行動に参加中、機動隊員によつて虐殺された。虐殺されたと、私たちは痛恨と怒りをこめて告げ、訴える。

糟谷君は同日扇町公園から出発した示威行進が機動隊の規制を受けた際、頭部に警棒の強行をうけて逮捕され頭がい骨折の重傷のまま取調べを受けていたが、その最中に意識を失い、そのまま翌十四日夜絶命したのである。しかも権力は、糟谷君の命を奪つただけではなく、その死を汚し弄している。権力は糟谷君の頭部骨折の傷を学生同志の打撃による強弁しようとした、彼の死を、彼が生命をかけた反戦の事業への新たな弾圧への口実にしようとしたのである。

彼は、権、山崎、滝沢、津本らの死者たちとともに権力に殺され、しかももはや、死者より深く死んでいるものはないのだ。私たちは彼の死の重さを抱き、若くやわらかい生命のかけがいなさをいま知らざるを得ない故に、彼の闘いは私たちのなかによみがえり、深く広く勝利のときまで続けられるであろう。

友よ、糟谷孝幸虐殺抗議人民葬への参加を呼びかけるために、詩人の黒田喜夫が執筆したものである。

記 この訴えは十二月十四日、日比谷野外音楽堂でこなされた「糟谷孝幸虐殺抗議人民葬」への参加を呼びかけるために、詩人の黒田喜夫が執筆したものである。

糟谷孝幸君虐殺事件告発を推進する会が発足して半年になる。この会

の任務が、糟谷君虐殺の真相をあばきだし、侵略抑圧差別搾取の体制への休むことない弾劾の闘いであるとするならば、この間、会員個々の諸氏の活動はさておき、事務局の活動の不十分さは率直におわびするほかない。

ここに、ようやく「弾劾」出版のはこびとはなつたが、その遅延についてもまた、事務局として、執筆者諸氏にはもとより、会員の皆さんにおわびする。しかし、「弾劾」の出版を機に、われわれは闘いの展開に数倍の力とテンポを決意している。それはひとりひとりが「弾劾」を普及し、会員を獲得することから出発する。

「弾劾」を武器に弾劾の闘いに、会員の皆さんの奮闘を期待します。

「糟谷孝幸君虐殺事件告発を推進する会」規約

1. 目的

糟谷孝幸君虐殺事件告発を推進し、この事件に関するニュースを正確
敏速に伝達することを目的とする。

2. 組織

1 会員 団体会員 10名以上の団体
個人会員

2 総会 毎年1回11月に開催する。

3 世話人会 世話人若干名をおき、本会の企画、運営、財務に当る。
世話人会に代表者1名をおく。

4 事務局 世話人会の決定に従い、本会の事務を担当する。
事務局は関西救援連絡センター内におく。

3. 財務

1 本会の経費は、会費及び大衆的カンパをもってあてる。

2 会費 団体会費 1口 月額 1,000円
個人会費 1口 年額 1,000円

3 隨時カンパ活動を行なう。

4 財務報告は本会会報によって行なう。

4. 解散

本会は告発の目的を達成したとき、総会の決議を経て解散する。

入会申込書

{振替用紙で御送金下された方は、
この申込書がなくても、会員登録
させていただきます。}

「糟谷孝幸君虐殺事件告発を推進する会」に入会いたします。

会費約束 団体会費 口(1口 月額 1,000円)
個人会費 口(1口 年額 1,000円)

住 所(所在地)
(団体名) 電話

氏 名(代表者名)

年 月 日

糟谷孝幸君虐殺事件告発を推進する会 御中

弾 効 120円

精谷孝幸君虐殺事件告発を推進する会

大阪市北区浪花町 125

関西救援連絡センター内

電話 06-372-0779 振替 大阪 1064

東京事務所

港区西新橋 2-6-8 浅野ビル

救援連絡センター内

電話 03-591-1301~3 振替 東京 106440

会費送金は振替「告発を推進する会」をご利用下さい。